令和6年度社会教育主事講習(一部科目講習) 開催要項

国立大学法人 愛媛大学

1 目 的

本講習は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号。以下「省令」という。)に基づき実施するもので、社会教育行政を含めた専門性を身に付けて、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動をできる社会教育人材を養成することを目的とする。

- 2 主 催 文部科学省
- 3 実施機関 国立大学法人愛媛大学
- - …オンデマンド配信形式

令和6年7月31日(水)~令和6年8月6日(火)

··対面形式「生涯学習支援論」

令和6年8月19日(月)~令和6年8月22日(木)

··対面形式「社会教育経営論」)

5 主 会 場 愛媛大学城北キャンパス 教育学部 4 号館 4 階 〒790-8577 愛媛県松山市文京町 3 番

6 開催科目及び単位数

社会教育主事講習等規程(新規程)第3条で定める科目のうちの、以下の2科目及び単位を 開設する。

社会教育経営論 2 単位 生涯学習支援論 2 単位

- 7 **講習科目、単位数及び講師等** 別表1のとおり
- **8 募集人数** 10 人
- 9 日 程 別表1のとおり
- 10 受講者の居住地の範囲及び受講資格
 - (1) 受講者の居住地の範囲 四国地区 (愛媛県、高知県、徳島県、香川県)
 - (2) 受講資格 社会教育主事講習等規程第 2 条の各号のいずれかに該当する者のうち、主 として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を 修得している者を対象とする。

【社会教育主事講習等規程第2条】

講習を受ける事ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)大学に 2 年以上在学して 62 単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又

は社会教育法の一部を改正する法律(昭和 26 年法律第 17 号。以下「改正法」という。) 附則第 2 項の規定に該当する者(注 1)

- (2)教育職員の普通免許状を有する者
- (3)2年以上法第9条の4第1号イ及び口に規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者(注2)
- (4)4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあつた者(注3)
- (5) その他文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者(注4)

(注1)

旧大学令(大正7年勅令第388号)、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)若しくは旧教員県養成諸学校官制(昭和21年勅令第208号)の規程による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成所学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は大学に2年以上在学して62単位以上を取得した者とみなす。

(注2)

- (1)社会教育法第9条の4第1号口に規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。
 - 1. 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用期間法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 2. 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。以下同じ。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 3. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 4. 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 5. 図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 4 条に規定する司書の職
 - 6. 博物館法(昭和26年法律第285号)第4条第4項に規定する学芸員の職
 - 7. 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に 資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者(常時勤務する者に限る。) の職であって、文部科学大臣が(1)の1から(1)の3に掲げる職に相当すると認め た職
- 8. その他文部科学大臣が(1)の1から(1)の7までに規定する職と同等以上と認めた職(2)社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。
 - 1. 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法

人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、 独立行政法人日本芸術文化振興階及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施 する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提 供に関する事務に従事する者の職

- 2. 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 3. 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 4. 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 5. 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に 資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実 施される学習又は諸活動の指導
- 6. 独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)第 13 条第 1 項第 3 号に規 定する国民等の協力活動
- 7. その他文部科学大臣が(2)の1から(2)の6までに規定する業務と同等以上と認めた 業務

(注3)

社会教育法第9条の4第2号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

- 1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師(常時勤務する者に限る。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員(常時勤苦する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。)及び学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養の指導生及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。)の職
- 2. 学校教育法第 124 条に規定する専修学校の校長及び教員の職
- 3. 少年院法(昭和23年法律第169号)第1条に規定する少年院又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- 4. その他文部科学大臣が(3)の1から(3)の3までに規定する者の職と同等以上と認めた職

(注4)

社会教育主事講習等規程(昭和26年法文省令第12号)第2条第5号の規程に基づき、 社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は、社会教育 法(昭和24年法律第207号)第9条の4第1号に掲げる職及び業務に相当する職及び業 務に4年以上従事した者とする。

11 受講申込の方法

受講申込者は、下記の書類を整え5月30日(木)までに、居住地の県教育委員会に提出すること。

- ①受講申込書(様式1)
- ②受講資格を証明する関係書類

卒業・修了証明書(卒業又は修了証書の写し可)、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書(様式2)等

- (注)卒業又は修了証明書、教育職員普通免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本 と相違ない旨の証明つきのものであること。
- ③履 歴 書(様式4)
- ④受講承認書(様式5)(所属長の受講承認書。大学在学者については本様式を用いて、 指導教員等の受講承認を得てください。)
- ⑤分割受講証明書(様式6)(過去に講習科目を分割受講した者)
- ⑥戸籍抄本(改姓、本籍地変更等により、教員免許状等に記載された事項が現在と異なる者)

12 分割受講について

年度内及び年度を超えて分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

- (1)「社会教育経営論 2単位」
- (2)「生涯学習支援論 2単位」

13 受講者の決定

運営委員会の議を経て、実施機関が決定する。

- (注 1) 受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査対象から除外することがある。
- (注 2) 受講許可証は、6 月下旬頃に本人あてに発送するとともに、県教育委員会にも受講 許可者名を通知する。

14 オンデマンド配信形式の講義

本学の Moodle (e-Learning を支援する目的で運用される学習管理システム (LMS) の一種) ヘアップロードしている動画を、令和6年7月16日(火)~令和6年7月28日(日)の期間中(期間中のみ24時間視聴可能)に視聴し、課題を作成の上、提出する。

15 対面期間初日の受講者の集合日時及び場所

受講者は、7月31日(水)13時15分から13時45分までに、愛媛大学教育学部4号館4階に集合し、受講許可証を受付に提示すること。

16 受講に要する経費

受講料は徴収しない。ただし、受講に要する経費(教材・資料費、交通費、食費、宿泊費等)は、受講者の負担とする。

17 講習期間の交通手段について

受講者用の駐車スペースはないため、公共の交通機関またはコインパーキング等を利用すること。バイクでの来学の必要がある場合は、近隣の有料駐輪場等を利用すること。

18 宿泊について

宿泊の斡旋は行わない。

19 個人情報の取扱について

提出された書類等に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、下記の目的に限り利用する。

- (1)愛媛大学における社会教育主事講習の実施に関する業務
- (2) 各県教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

20 ノートパソコンの必携について

Web 掲載の資料提示や課題提出等、講義でパソコンを使用するため、個人用ノートパソコン等を必携とする。ノートパソコンの要件は以下のとおり。講義には、要件を満たすノートパソコン等を用意すること。

* ソフトウェア等要件

- 1) OS は、Windows または macOS のいずれかで、サポート有効期限内であること。
- 2) Word、Excel 等のアプリケーションソフトをインストールし、使用可能であること。
- 3) ウイルス対策ソフトウェアをインストールし、稼働していること。

* ハードウェア要件

- 1) Wi-Fi 接続ができること。
- 2) キーボード機能を備えること。
- 3) バッテリー駆動時間は8時間程度が望ましい。

20 その他

本講習に関する問い合わせ先

○愛媛大学教育学生支援部教育企画課総務チーム

(TEL:089-927-8101 E-mail: manabi@stu.ehime-u.ac.jp 平日 8:30~17:15)

○愛媛県教育委員会社会教育課社会教育グループ (TEL:089-912-2933)

(別表1)

令和6年度社会教育主事講習(一部科目講習) 日程、講習科目名、単位数及び講師等

科目名			内容・ テーマ	時間数		実施方法	講師予定者の職・氏名
	2	7/16(火) ~ 7/28(日)	青少年の理解とキャリア支援		4.0	講義	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授 尾川 満宏
		7/31(水)	障害者の理解と学習支援	30.0	2.0	講義	愛媛大学教育学部教授 加藤 哲則
		8/1(木)	学習集団形成と学習支援方法		4.0	講義	愛媛大学教育学研究科教授 白松 賢
生涯学習支援論		8/2(金)	学習課題の把握と学習プログラムの編成		4.0	講義	鳥取県南部町教育委員会事務局 人権·社会教育課長 二宮 伸司
		8/2(金)	成人の理解と学習支援		4.0	講義	愛媛大学教育学部准教授 山田 誠
		8/5(月)	防災教育と生涯学習支援		2.0	講義	愛媛大学地域協働推進機構准教授 二神 透
		8/5(月)	人権教育と生涯学習支援		2.0	講義	愛媛県教育委員会事務局 人権教育課 社会啓発係長 竹縄 浩二
		8/5(月)	高齢者の理解と学習支援		2.0	講義	西条市役所市民生活部人権擁護課 広域隣保活動相談員 近藤 誠
		8/6(火)	参加型学習を進めるための ファシリテーション実践		4.0	講義	愛媛大学地域協働推進機構客員教授 前田 眞
		8/6(火)	社会教育におけるICT活用		2.0	講義	大洲市教育委員会 文化スポーツ課 文化振興担当係長 山田 広志
社会教育経	2	7/16(火) ~ 7/28(日)	博物館の経営戦略と学芸員の役割		4.0	講義	愛媛県観光スポーツ文化部 文化局 文化振興推進監 土居 聡朋
		7/28(日) 7/16(火) ~ 7/28(日)	社会教育行政の経営戦略		2.0	講義	愛媛県教育委員会事務局社会教育課 社会 教育グループ社会教育主事・担当係長 矢野 隆行
		7/16(火) ~ 7/28(日)	SDGsでつなぐ地域と学校		2.0 講義 愛媛大学教育		愛媛大学教育学部准教授 藤原 一弘
		7/16(火) ~ 7/28(日)	学習成果の評価と活用の実際		4.0	講義	愛媛大学次世代人材育成拠点 准教授 髙橋 平德
		8/19(月)	「ごった煮」が学びと地域を変える	30.0	2.0	講義	NPO法人えひめ子どもチャレンジ支援機構 事務局長 仙波 英徳
経営		8/19(月)	地域づくりと学校づくり	30.0	2.0	講義	愛媛大学教育学部特定教授 中尾 茂樹
論		8/20(火)	社会教育行政と地域活性化		2.0	講義	新居浜市生涯学習センター 所長 関 福生
		8/20(火)	公民館の経営戦略		2.0	講義	新居浜市生涯学習センター 所長 関 福生
		8/21(水)	若者の地域活動への参画と広報戦略		2.0	講義	松山市青少年育成市民会議 事務局長 西川 暁
		8/21(水)	公共図書館の経営的戦略		2.0	講義	愛媛県立図書館館長 豊田 益実
		8/22(木)	社会教育を推進する 地域ネットワークの形成		4.0	講義	愛媛大学教育学部教授 露口 健司
		8/22(木)	NPOの経営戦略―ESD推進の取組―		2.0	講義	特定非営利活動法人 四国グローバルネットワーク 代表理事 竹内 よし子

社会教育主事講習(一部科目講習)受講申込書

令和 年 月 日

国立大学法人 愛媛大学長 殿

氏 名

令和6年度社会教育主事講習を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて 下記により申し込みます。

記

フリガナ 氏 名				生年月	日		年	月	日		年齢	歳	
現 住 所	連絡先(TEL) /	/ 緊急	連絡先	(TEL			\)		
	名 称	E-mail:				(勤務先	<u>.</u>))		
	職名						 動•非常!	勤の別					
所 属 先	所在地	(〒)					<u> </u>					
	連絡先	TEL					FAX						
		E-mail											
		提供可能 連絡先	いずれも [〒] その他(J・TELのみ	×可•E	-mailのる	タ可・提	供不可)	
受講希望科目		科目			単 位 受					講 希 望 欄			
※ 受講希望欄に	社会教育経営論			2									
○印をすること	生涯学習支援論			2									
単位修得の認定を受けた科目及び単位				才		修得の認 る科目及							
受講資格	社会教育主事講習等規程第2条の第 号に該当												
最終学歴													
職 歴		自	年	月		至		年	月(年	カ月)		
(資格関係分)		自	年	月		至		年	月(年	カ月)		
個人情報提 供の有無		国人情報の	提供に同意	さいたします	0								

※勤務先は所属先と異なる場合に記入してください。例:○○会社(勤務先:○○図書館)

(備考)

- 1 単位修得の認定を受けた科目及び単位の欄には、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を書くこと。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付すること。
- 2 単位修得の認定を希望する科目及び単位の欄には、新たに実施機関の長から単位修得の認定を希望する科目及び単位を記入すること。
- 3 今後自治体から継続的な学習機会に関する情報提供や各自治体が実施する事業への協力依頼をお願いするために、社会教育主事講習の修了者の氏名・所属について書類を提出した都道府県教育委員会へ情報提供を行う。提供可能連絡先については、個人情報の提供に同意する場合にチェックがある場合に限り、各都道府県教育委員会へ情報提供を行う。また、受講している主事講習実施機関が氏名・所属・提供可能連絡先の情報を活用する場合もある(社会教育主事講習中にかかる事務を除く)。個人情報の提供に同意する場合は「個人情報提供の有無」欄にチェックすること。
- 4 受講資格を証明する関係書類は、卒業又は修了証明書、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書(様式2)等とする。
- 5 受講者の中で(a:社会教育主事としての発令が予定されている者、b:地域全体の社会教育の振興の中核を担う者)については、所属先からの推薦状(様式3)を添えて提出した場合は、社会教育主事講習を優先的に受講できるものとする。

(様式2)

勤務証明書 氏 名 生年月日 上記の者は本 に下記のとおり勤務していたことを証明する。 記 名 職務内容 自 年 月 至 年 月 カ月) É 年 年 月 至 年 カ月)

年 月 日

所属長氏名

(注音)

- 1職名の欄には発令されたとおりの職名を記入すること。
- 2 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。
- 3この証明書は、規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付すること。

(様式3)

文 書 番 号

推薦拨

下記の者は(a:社会教育主事として発令を予定している者、b:地域全体の社会教育の振興の中核を担う者)であることから、令和●年度の社会教育主事講習の受講にご配慮いただけますようよろしくお願いします。

(氏 名)(現在の職)

●●年●月●日

所属長氏名

履 歴 書

令和 年 月 日現在 ふりがな 写真 氏 名 生年月日 年 月 日(満 歳) 現住所 Tel (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入 (〒 連絡先 Tel (終 学 年 月 最 歴 日 年 月 歴 日 職 年 資 格 月 日 免 許 • 等

愛媛大学

(備考)本用紙に記入できない場合は、用紙を追加し、裏面に貼り付けること。

(様式5)

受 講 承 認 書

令和 年 月 日

国立大学法人 愛媛大学長 殿

所 属

職名

氏 名

下記の者が、令和6年度愛媛大学社会教育主事講習を受講することについて承認します。

記

勤務先	職名	氏 名

社会教育主事講習分割受講証明書

氏 名

生年月日

上記の者は、社会教育主事講習の単位を次のとおり修得していることを証明します。

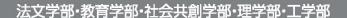
(科 目 名)

(単位数)

(修得年度)

令和 年 月 日

実施機関





城北キャンパス



J O H O K U CAM₁₂PUS